



## 監督署の窓

### 最近の労災保険事例

当署は、名古屋の都心部と市周辺の工場地帯を管内に擁していることから、さまざまな形態の労災事故が発生し、労災保険の窓口への申請も非常に多岐にわたっています。最も多いのは、やはり作業中の負傷ですが、今回はそれ以外の特徴的な事例をご紹介します。今年度の夏は全国的な猛暑で、熱中症の被害も増加しました。当署管内で熱中症または脱水症と診断され、病院を受診された方は、昨



年度86名を数えましたが、今年は今のところ前年より25%増加しており、しかも全体の8割が建設業関係となっております。入院が必要な事例は数件だけで、当日の診療により完治する例がほとんどだったのは幸いです。夏場の熱中症以外に当署で多く発生する業務上疾病として、腰部挫傷等の急性腰痛症が挙げられます。腰痛は、建設業や製造業、運送業など多くの業種で発生しているものの、最近では特に介護サービス等で従事する方に目立ち

ます。介護サービスを受ける人の中には、医療処置を必要とする重篤な人や認知症の高齢者も多く、このため身体を動かす動作で腰部に過重な負担のかかるケースが多いとみられます。少し古い統計ですが、平成21年の介護業務を含む保健衛生業の腰痛発生割合は全業種の24%を占め、さらにこの業界に発生する業務上疾病の約8割が腰痛で占められているとも言われ、十分な対策が急がれます。さて、仕事中や通勤途上での自損事故を除いた交通事故も年間550件前後と高い水準で推移しています。一般の災害と異なり、以前から何度もあるこのコーナー等で説明している第三者行為災害となるため、自動車保険との事務調整が必要になってきます。

第三者行為災害に関しては、飲食業をはじめ各種店舗内での接客やタクシー運転手の方が暴力事件に巻き込まれる例も散見されます。加害者はほとんど酔客ですが、酔いが覚めた時、事件が警察沙汰になっているうえに治療費等の賠償を求められる現実を知ることとなります。

また、介護サービスや生命保険会社等の外回り勤務で、訪問した家の飼い犬に噛まれるという事例が結構あります。飼い犬の頭をなでて噛まれた場合のように、仕事と関係ない恣意行為による災害は労災保険の対象外ですが、家の中に入った瞬間や、業務中に突然噛まれた場合は、労災となる可能性が高いと考えられます。ここでよく「治療費等は保険を使用するので、飼い主からの補償は求めません」と、相手に話してしまう、後にトラブルとなるケースがあります。

民法第718条に動物占有者の賠償責任が規定され、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときを除き、動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負うとされています。労災保険で治療費や休業補償が支給された場合には、飼い主は労働局より全面過失と認定され、補償にかかった費用の全額を賠償として求められるケースも多いため、その時点で被害者から聞いた話と違うと騒ぎになりがちです。

今回、誌面の都合もあり、最近窓口に相談された事例の一部だけを書かせていただきました。労災の重点課題である精神疾患や過労死以外にも、多くの難渋事例がありますので、機会があればまたご報告したいと思っております。